

- 講した際に、受講料の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業、
- ③看護師等の資格取得のために養成機関在学中の生活費の負担を軽減する高等職業訓練促進給付金等事業、
 - ④ひとり親の学び直しを支援することでより良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていく高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
 - ⑤個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定しきめ細かな生活支援や就業支援等を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業や、ハローワークと地方公共団体が締結した協定等に基づき、福祉事務所とハローワークが連携して就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業
 - ⑥母子家庭の母等がハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金の一部を助成する特定求職者雇用開発助成金、など様々な支援を実施している。

養育費の確保等

離婚したひとり親家庭等にとって養育費の確保は重要であることから、2002（平成14）年の「母子及び寡婦福祉法」の改正により、養育費支払いの責務等を明記するとともに、養育費に関するリーフレット等を配布し扶養義務の履行を確保するための広報を実施している。また、「民事執行法」（昭和54年法律第4号）の改正による強制執行手続の改善が図られてきたところである。

2007（平成19）年度より、地方自治体が設置する母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を配置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供を行うこととするとともに、国においては養育費相談支援センターを設置し、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた困難事例等への対応や、養育費専門相談員等地域で養育費相談に従事し

ている人を対象とする研修、ホームページ等による情報提供を実施している。

2011（平成23）年6月に民法（明治29年法律第89号）が改正され（2012（平成24）年4月1日施行）、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、養育費の分担と親子の面会交流が明示された。面会交流は子の健やかな成長を確保する上で有意義であるなどの観点から、面会交流の実現を支援していく必要がある。このため、2012（平成24）年度から、母子家庭等就業・自立支援事業の新たなメニューとして、取り決めのある面会交流の円滑な実施に向けた支援（相談、日程調整、付添い等）を行う事業を実施し、面会交流に関する相談支援体制の充実も図っている。

経済的支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給するほか、ひとり親家庭等の生活や子供の就学に必要な資金等について貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を行っている。さらに、改正法では、新たに父子家庭を対象とした福祉資金貸付制度が創設された。児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成22年法律第40号）により児童扶養手当の支給対象を父子家庭の父にも拡大し（2010（平成22）年8月）、生活保護の母子加算についても引き続き支給した。

〈児童虐待の防止、社会的養護の充実〉

児童虐待防止に向けた普及啓発

2004（平成16）年から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図っており、月間中は、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施している。2014（平成26）年度は、月間標語の公募・決定、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催（11月16日・大分県別府市）、広報用ポスター、リーフレッ

① 私たちは、子どものいのちと心を守ります

② 私たちは、家族の子育てを支援します

③ 私たちは、里親と施設の子育てを支援します

④ 私たちは、地域の連帯を拡げます

子ども虐待防止のオレンジリボン

☆ オレンジリボン・キャンペーンを通じて訴えかけたいこと

- まずは身近な自分の子育てを振り返ってみてほしい
- もし、子育てに悩んでいる人がいたら、ひとりで抱え込まずに相談してほしい
- もし、虐待で苦しんでいる子どもたちがいたら、がまんしないで打ち明けてほしい
- 自分の周囲で虐待が疑われる事実を知ったときは、躊躇なく通報してほしい
- 虐待を受けた子どもたちの自立に向けた支援の輪に加わってほしい
(寄付でも、ボランティアでも)
- もし、可能なら、虐待を受けた子どもたちのための親代わり(里親)になってみてほしい

資料：厚生労働省資料

トや児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおりの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体(ラジオ、インターネットテレビ等)により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。また、民間団体(児童虐待防止全国ネットワーク)が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。

児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応

(1) 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議

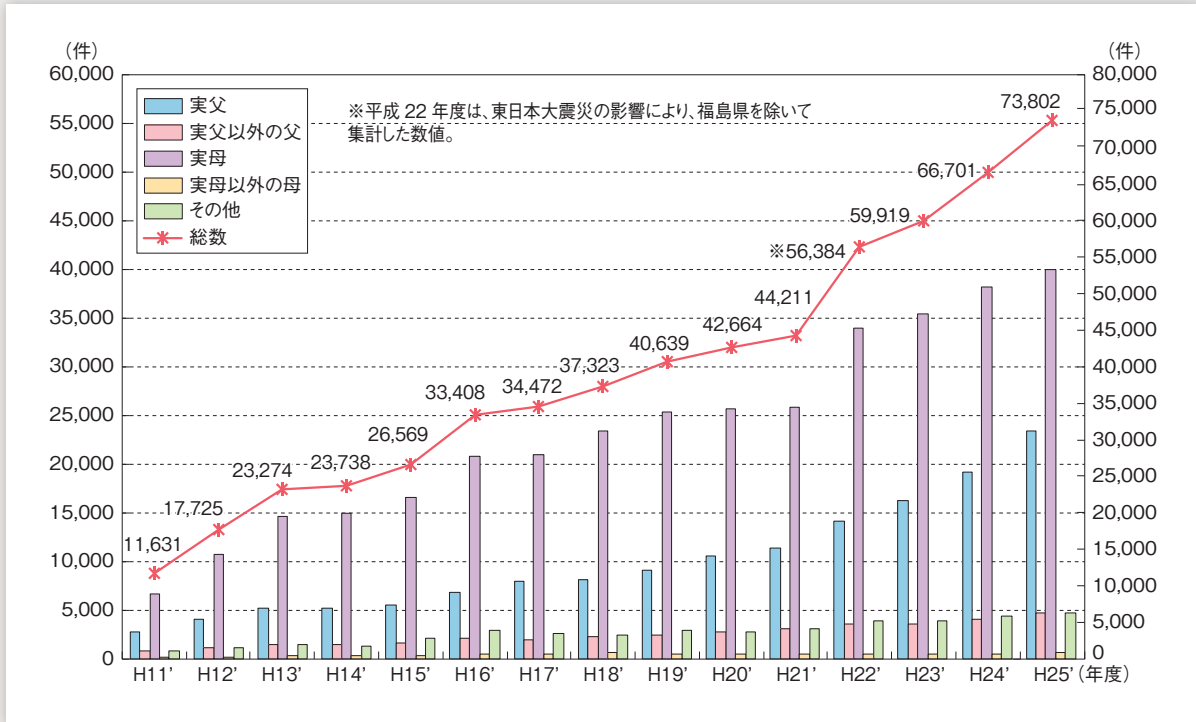
児童虐待への対応については、2000(平成12)年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号、以下「児童虐待防止法」という。)及び、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)の累次の改正や民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)による親権の停止制度の新設等により、制度的な充実が図られてき

た。この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、2013(平成25)年度には児童虐待防止法制定直前の約6.3倍に当たる、7万3,802件となっている。子供の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、虐待による死亡事件も毎年100件程度発生・表面化する中で、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

このような状況を踏まえ、2014(平成26)年8月29日に関係府省庁による児童虐待防止対策に関する副大臣等会議が開催され、同年12月26日の同会議において、居住実態が把握できない児童への関係省庁で連携して行う新たな取組と併せて、児童虐待を未然に防ぐとともに、虐待を受けたとしても重篤化する前に迅速に発見し、的確に対応するための対応策について、以下の5項目を柱として取りまとめられた。

I. 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方

第2-2-7図 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移及び主たる虐待者の内訳



資料：厚生労働省資料

注：2010年度は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

- II. 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化
- III. 要保護児童対策地域協議会の機能強化
- IV. 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備
- V. 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

(2) 切れ目のない児童虐待防止対策の推進
児童虐待は、子供の心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、

- ①虐待の「発生予防」、
 - ②虐待の「早期発見・早期対応」、
 - ③虐待を受けた子供の「保護・自立の支援、保護者への支援」、に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要である。
- このため、

- ①発生予防に関しては、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行う「養育支援訪問事業」、子育て中の親子が相談・交流できる「地域子育て支援拠点事業」の推進等、
- ②早期発見・早期対応に関しては、虐待に関する通告の徹底、児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保、市町村の体制強化、専門性向上のための研修やノウハウの共有、「要保護児童対策地域協議会（子供を守る地域ネットワーク）」の機能強化、

③保護・自立の支援、保護者への支援に関しては、社会的養護の質・量の拡充、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を行う保護者支援の推進、親権に係る制度の見直しなどの取組を進めている。

また、児童相談所全国共通ダイヤル（0570-064-000）について、覚えやすい3桁番号にすることで、より広く一般に周知し、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時などにためらわずに児童相談所に通告・相談ができるように、2015（平成27）年7月1日から、これまでの10桁番号から3桁番号（189）に変更し、運用を開始する。

(3) 児童虐待による死亡事例等の検証

児童虐待による死亡事例等について、2004（平成16）年度より、社会保障審議会児童部会の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において分析、検証し、事例から明らかになった問題点・課題から具体的な対応策を提言として取りまとめている。2014（平成26）年度においては第10次報告を取りまとめ、望まない妊娠に係る相談体制の充実、相談窓口の周知や、要保護児童対策地域協議会の特性を活かした関係機関における連携の強化、検証報告の積極的な活用による虐待死事例の再発防止などの具体的な対応策の提言を行っている。

(4) 学校による取組

学校における児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図るため、2006（平成18）年、学校等における児童虐待防止に関する国内外の先進的取組について調査研究報告書を取りまとめた。これを踏まえ、教員等向けの研修モデル・プログラムの検討を行い、虐待を受けた子供への支援等について教職員の対応スキルの向上を図るための研修教材を作成し、2009（平成21）年、学校現場においてより幅広い活用が図られるようCD-ROM化し、教育委員会に配布した。

2010（平成22）年3月、文部科学省は、厚生労働省と協議の上、学校等と児童相談所等の相互の連携を強化するため、学校等から児童相談所等への児童の出欠状況等の定期的な情報提供の実施方法等に関する指針を策定し、都道府県・政令指定都市の教育委員会、福祉部門等宛に通知した。2011（平成23）年3月には、同指針に基づく実施状況等を検証し、結果を公表するとともに、2012（平成24）年3月、これらの取組を踏まえ、児童虐待の速やかな通告を一層推進するための留意事項を、都道府県等を通じて、学校教育関係者に通知した。これらの通知を踏まえた早期発見努力義務及び通告義務等については、各種会議を通じて周知徹底を図っている。

また、養護教諭の児童虐待への対応の充実を図る一助とするため、「養護教諭のための児童虐待対応の手引」を作成し、2007（平成19）年12月に配布している。

このほか、児童生徒の相談を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。

社会的養護の充実

社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子供を中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子供や何らかの障害のある子供への支援を行う施策へと役割が変化しており、一人一人の子供をきめ細やかに支援していけるような社会的資源として、その役割・機能の変化が求められている。

その中で、2010（平成22）年の年末から2011（平成23）年の年始にかけてタイガーマスクの名前で全国各地の児童養護施設等に善意の寄付が相次いだ。社会全体で社会的養護が必要な子供たちを温かく支援していくことが必要であることから、厚生労働省では2011年1月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を開催して、社会的養護の短期的課題と中長期的課題につ

いて集中的に検討し、同年7月に、同委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめた。これに沿って、家庭的養護の推進、里親委託・里親支援の推進、施設運営の質の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子供の権利擁護などを進めている。

家庭的養護の推進

虐待を受けた子供等、家庭での養育に欠ける子供に対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要であり、原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、児童養護施設等における施設養護も、施設の小規模化、地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要がある。

このような観点から、ケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設の設置を進めている。2012（平成24）年11月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を各都道府県等あて通知し、施設の小規模化の意義と課題等について取りまとめたほか、ケア形態の小規模化を計画的に推進するため、児童養護施設・乳児院の各施設は施設ごとに施設の小規模化・地域分散化を進める具体的な方策を定めた「家庭的養護推進計画」の策定を求め、都道府県は「都道府県推進計画」を2014（平成26）年度までに策定することとしている。

一方、里親制度においては、要保護児童を里親の家庭に迎え入れ、家庭的な環境の中で養育を行う重要な制度であり、その拡充を図る必要がある。

このため、2011（平成23）年3月には、里親委託優先の原則を明示した「里親委託ガイ

ドライン」を策定した。里親委託率を伸ばしている自治体は、児童相談所への専任の里親担当職員の配置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、特定非営利活動法人や市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。このため、2008（平成20）年度より里親支援機関事業を創設、2012年度より里親支援専門相談員を児童養護施設と乳児院に配置できるようにしたところであり、今後も、里親の孤立化防止など里親支援の体制を整備しながら、里親委託を推進していくこととしている。

現在、日本の社会的養護は、9割が乳児院や児童養護施設、1割が里親やファミリーホームであるが、ケア形態の小規模化や里親制度を推進することにより、今後、十数年かけて、①概ね3分の1が里親及びファミリーホームに、②概ね3分の1がグループホームに、③概ね3分の1が本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）という姿に変えていくこととしている。

施設退所児童等の自立支援策の推進

社会的養護の下で育った子供は、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い。このような子供たちが他の子供たちと公平なスタートが切れるように自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子供を受け止め、支えとなるような支援の充実を図ることが必要である。

このため、2009（平成21）年改正後の児童福祉法等においては、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、都道府県にその実施を義務付け、費用を負担金で支弁することとした。

また、2010（平成22）年度から、施設を退所した後の地域生活及び自立を支援するとともに、退所した人同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する「退所児童等アフターケア事業」を実